

事務連絡  
令和4年1月28日

各老人保健施設 御中  
各介護医療院 御中

愛知県福祉局高齢福祉課

新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の高齢者施設  
等における活用について

標記の件について、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の高齢者施設等における活用について」（令和4年1月24日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、同認知症施策・地域介護推進課及び同老人保健課連名事務連絡）が発出されました。

この中において、保険医療機関コードを有さない高齢者施設等においても、当該施設の医師が経口抗ウイルス薬を使用するために、ラゲブリオ登録センターへ登録できる旨示されています。

ラゲブリオは、発症後6日目以降に投与開始した場合の有効性を示すエビデンスがないことを考慮し、施設内投与のため、ラゲブリオ登録センターへの登録を希望する場合は、別紙のとおり届け出ていただきますようお願いいたします。

○ ラゲブリオ登録センターへの登録等に関する問い合わせ先

ラゲブリオ登録センター	0120-682-019
MSD Connect (医療関係者向けサイト)	<a href="https://www.msconnect.jp/">https://www.msconnect.jp/</a>

担当 介護保険指定・指導グループ  
電話 052-954-6289(ダイヤル)

別紙

別紙様式に必要事項を記載し、下記の送付先に送付してください。

送付先	対象施設
一般社団法人 愛知県老人保健施設協会	同協会会員施設(※)
愛知県福祉局高齢福祉課 (korei@pref.aichi.lg.jp)	介護医療院、 老健協会非会員施設、 クラスターが発生しているなど、緊急を要する施設(※)

※ 緊急を要する施設については、老人保健施設協会の会員施設であっても、愛知県福祉局高齢福祉課宛てに直接送付してください。速やかに登録をするため、高齢福祉課宛て送付した際は、電話連絡してください。